

平成17年第1回土別市議会定例会会議録(第1号)

平成17年10月14日(金曜日)

午前10時00分開会

午後 0時02分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

市政執行方針

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第20号 土別市民憲章の制定について

日程第 3 議案第21号 交通安全都市宣言について

議案第22号 健康・スポーツ都市宣言について

議案第23号 非核平和都市宣言について

議案第24号 暴力追放・防犯都市宣言について

日程第 4 議案第25号 土別市章の制定について

議案第26号 土別市旗の制定について

日程第 5 議案第27号 市の花の制定について

議案第28号 市の木の制定について

日程第 6 議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第29号 市道路線の廃止について

議案第30号 市道路線の認定について

議案第31号 市道路線の変更について

日程第 8 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 9 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて

日程第10 議案第34号 議員の派遣について

日程第11 選挙第 4号 選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第12 議案第35号 公平委員会委員の選任について

日程第13 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第14 議案第37号 固定資産評価員の選任について

日程第15 議案第38号 教育委員会委員の任命について

日程第16 議案第39号 監査委員の選任について

日程第17 議案第40号 助役の選任について

散会宣告

出席議員（32名）

1番	田村明光君	2番	粥川章君
3番	神田壽昭君	4番	岡崎治夫君
5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
7番	早川龍男君	8番	谷口隆徳君
9番	川崎毅君	10番	小池浩美君
11番	秋山武四郎君	12番	山居忠彰君
13番	坂本勝己君	14番	小貫勝太郎君
15番	富長俊磨君	16番	山田道行君
17番	熊田庄一君	18番	安藤康夫君
19番	寺下亘君	20番	遠山昭二君
21番	岡田久俊君	22番	齋藤敏一君
23番	長南尚君	24番	阿部豊吉君
25番	近藤礼次郎君	26番	菅原清一郎君
27番	穴井芳明君	28番	斉藤昇君
29番	田宮正秋君	30番	中村稔君
副議長 31番	牧野勇司君	議長 32番	西尾寿之君

出席説明員

市長	田効子進君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	相山慎二君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務部次長兼 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 次長	吉田博行君
財政課長	三好信之君		
市立土別総合 病院事務局 長	藤森和明君		
教育委員会 会長	佐々木正雄君	教育委員会 会長	朝日保君

教育委員 会長
教育部 佐々木 文 和 君

農業委員 会長
農 業 會 松 川 英 一 君

農業委員 会長
農 業 會 石 川 通 広 君

監査委員 会長
監 査 會 横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 長 浅 利 知 充 君

議 會 事 務 局 長 岡 田 成 治 君

議 會 事 務 局 長 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 長 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開会)

議長(西尾寿之君) 平成17年第1回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) 本定例会の会議録署名議員には、4番 岡崎治夫議員、5番 柿崎由美子議員、6番 池田 亨議員を指名いたします。

議長(西尾寿之君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第9号 出資団体の経営状況報告について(株式会社土別開発公社)

議案第6号 平成17年度土別市一般会計予算

議案第7号 平成17年度土別市診療施設特別会計予算

議案第8号 平成17年度土別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第9号 平成17年度土別市老人保健特別会計予算

議案第10号 平成17年度土別市介護保険事業特別会計予算

議案第11号 平成17年度土別市介護サービス事業特別会計予算

議案第12号 平成17年度土別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第13号 平成17年度土別市簡易水道事業特別会計予算

議案第14号 平成17年度土別市公共下水道事業特別会計予算

議案第15号 平成17年度土別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第16号 平成17年度土別市工業用水道事業特別会計予算

議案第17号 平成17年度土別市水道事業会計予算

議案第18号 平成17年度市立土別総合病院事業会計予算

議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第20号 土別市民憲章の制定について

議案第21号 交通安全都市宣言について

議案第22号 健康・スポーツ都市宣言について

- 議案第23号 非核平和都市宣言について
- 議案第24号 暴力追放・防犯都市宣言について
- 議案第25号 土別市章の制定について
- 議案第26号 土別市旗の制定について
- 議案第27号 市の花の制定について
- 議案第28号 市の木の制定について
- 議案第29号 市道路線の廃止について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 議案第31号 市道路線の変更について
- 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第35号 公平委員会委員の選任について
- 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第37号 固定資産評価員の選任について
- 議案第38号 教育委員会委員の任命について
- 議案第39号 監査委員の選任について
- 議案第40号 助役の選任について
- 認定第1号 平成16年度土別市水道事業会計決算認定について
- 認定第2号 平成16年度市立土別総合病院事業会計決算認定について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

- 議案第34号 議員の派遣について
- 選挙第4号 選挙管理委員及び補充員の選挙

3. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

- 報告第8号 監査結果の報告について

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市	長	田	苅	子	進	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	相	山	愼	二																				
市	民	部	長	安	川	登	健	福	祉	部	長	杉	本	正	人															
経	済	部	長	佐	々	木	建	設	水	道	部	長	遠	藤	惠	男														
市	立	土	別	総	合	病	院	事	務	局	長	藤	森	和	明	朝	日	総	合	支	所	長	城	守	正	廣				
総	務	部	次	長	兼	総	務	課	長	(併) 選挙管理委員会 事務局 次	長	吉	田	博	行	企	画	振	興	室	長	兼	企	画	課	長	鈴	木	久	典

教育委員会 スポーツ課長 兼総合体育館長 兼青少年会館長	佐々木 辰彦	教育委員会 文化振興課長 兼朝日公民館長 兼あさひサンラ イズホール館長	西 條 和 則
教育委員会 中央公民館長 兼市民文化 センター館長	石 川 宇多夫	教育委員会 博物館長兼 公会堂展示館長	安 田 榮 一
教育委員会 図書館長	齊 藤 洋 子	教育委員会 くも青少年の 家 所 長	高 取 淳 一
教育委員会 学校給食 センター所長	真 木 郁 夫	農業委員会 会長	松 川 英 一
農業委員会 会長職務代理者	丹 治 行 夫	農業委員会 事務局 会長	石 川 通 広
農業委員会 総務課 会長	齊 藤 春 茂	農業委員会 総務課 参事	田 中 敏 宏
監査委員会 事務局 局長	横 山 日出夫	監査委員事務局 監査課 局長 事務取扱	中 山 忠

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 局長	辻 本 幸 慈	議会事務局 参事	岡 田 成 治
議会事務局 総務課 局長	藤 田 功	議会事務局 総務課 主幹	近 藤 康 弘
議会事務局 総務課 局長 査	浅 利 知 充	議会事務局 総務課 主幹	岩 端 聖 子

議長（西尾寿之君） 議事に入る前に、市長より合併後初の市政を担当するに当たり、市政執行についての基本にかかわる所信を表明したい旨の申し出がありますので、これを許します。田 効子市長。

市長（田効子 進君）（登壇） 平成17年第1回土別市議会定例会に臨み、市長選挙後初の市議会に当たりますので、私の今後4年間にわたる市政執行の基本的な考えを申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

このたびの土別市と朝日町の合併に伴う市長選挙において、市民の皆様の深い御理解と御支援により、無投票当選という形で新生「土別市」のかじ取りを私に託していただきましたことは、大変光栄に存じますとともに、市民の皆様の期待と信頼にこたえていく責任の重さを改めて痛感をしているところであります。

市町村合併という歴史的な節目のときに当たり、このように無投票当選を果たさせていただきましたことは、三位一体改革や構造改革などによって地方自治体をめぐる情勢が数多くの困難な課題に直面する中であって、土別市長としての2期7年3カ月余りの経験と、今次合併に当たってのこの郷土発展にかける情熱や信念、更には私が常日ごろ申し上げておりますが、市

長というのは決してピラミッド型のトップにいるのではなく、「市民あつての土別市」、その円の中心的立場に身を置く、こうした私の政治姿勢を議員各位を初め市民の皆様にご理解をいただいた結果と深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、我が国は21世紀の新たな成熟の時代を迎え、人々の価値観も多様化する中、これまでの国主導による画一的な取り組みから、地域が主体となった個性あるまちづくりが求められるようになってまいりました。

しかしながら、少子高齢社会の到来、危機的な状況にあると言われる国や地方の財政状況などの要因により、地方自治体を取り巻く環境も一大変革のときを迎えていることは御承知のとおりであります。

こうした変革の時代にあつて、土別市と朝日町は地域の自主性と自律性を重んじながら、「生き残り」をかけて合併の道を選択したわけであります。

今、新生「土別市」が誕生し、新市の扉を開く「まちづくり」の基本理念は、旧両市町民の「相互信頼」に基づく「融和と一体感」をまずは第1に、「合併効果」を最大限に生かしながら、市民の力と英知を結集し、「合併して本当によかった」と後世の皆さんからも「評価が集まる」確かなまちづくりであり、その実現に最善を尽くす決意を新たにしております。

今日、「三位一体」の厳しい行財政改革のもと、地方財政も極めて困難な状況に置かれ、少子高齢社会や環境問題など、多くの課題が山積する中で、市政のかじ取りには容易ならざるものがありますことを痛感いたしております。

国においては、道路公団や郵政公社の民営化を初めとした構造改革が進められ、一方では、年金問題や社会保障、税制の問題など、国民にも大きく影響を及ぼす施策が検討されるなど、まさに先行きの見えない不安定な時代背景にあります。

私は平成10年5月に市長に就任して以来、揺るぐことなく一貫して心がけてまいりました「勇気・決断・実行」をモットーに、新たな土別市の創造に向けて、在来の物の見方や考え方を大きく変える「発想の転換」と社会情勢の変化を鋭敏にとらえる「時代の変化の先取り」によって、市民と行政がともに手を携えながら課題解決に力を合わせる「協働のまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

衆議院議員、三重県知事を歴任され、現在は早稲田大学大学院で教授をされております北川正恭氏は知事の時代、「生活者起点」を主眼に県政の運営に当たられたことが知られています。納税する人たちを初め、市民を総称して「生活者」という言葉で位置づけて、その「生活者」の立場に立って政治や行政を推進し、説明責任を果たすという行政運営の手法をとったわけですが、私としても新生「土別市」の新たな創造に向けては、私を初め職員が市民の中へ、地域の中へ積極的に出向き、議論を行うことによって市民の目線や気持ちに立って、その解決すべき課題が市民と行政の共通の課題であることを認識しながら行動する、このことがまさに「協働のまちづくり」ではないかと思慮し、全力で取り組む考えであります。

さて、今後4年間の市政執行の基本方針ではありますが、「旧両市町」の均衡ある発展を目指

すことに意を配しながら、合併に当たり多くの市民の参画によって策定された「新市建設計画」の着実な推進こそ、私の市政担当の政策そのものであると認識しております。

申し上げるまでもなく、旧士別市は、明治32年に北海道最後の、そして最北の屯田兵の入植により開拓の歴史に幕を開け、その後昭和29年には、士別町、上士別村、多寄村、温根別村の1町3村の大同合併により道内20番目の市として市制を施行、朔北の大河「天塩川」の豊かな恵みのもと、農業を基幹産業としながら、産業、経済、文化、医療、福祉など、あらゆる分野において道北地域の中核都市として隆々発展を遂げてまいりました。

そして、この間「緑豊かで活動力あふれるまち」を将来像に、「サフォークランド士別」「自動車等試験研究のまち」「スポーツ合宿のまち」「生涯学習のまち」の4つを大きなテーマとしてまちづくりが展開されてまいりました。

一方、旧朝日町においては、昭和24年に上士別村から分村独立、昭和37年に町制を施行して以来、特に豊かな森林資源の活用を図りながら農林業のまちとして発展を続けてきており、「水とみどりの里」をテーマに、スキーやジャンプを中心とした合宿、更に近年は「サンライズホール」を核とした道内でも屈指の独自性に富んだ文化・芸術活動が展開されるなど、個性あるまちづくりが進められてまいりました。

このように、士別と朝日には豊かな自然やスポーツ合宿などの共通の財産があり、これらを融合していくことで全国にアピールできるすばらしい素材になると確信しております。

少子高齢社会の到来、情報化や国際化の進展、環境問題など、社会情勢を取り巻く環境は大きく変化をし、地域の基幹産業である農業にあっても、国際化や自由化の動きが強まる中で、その振興や農村の活性化に今一層の努力が求められており、同様に、安定した雇用と中小企業の育成やにぎわいのある商店街の再構築など、地域の振興を図ることが今最も重要な課題であり、加えて、この地域の持つすばらしい特性を内外に広くアピールしていくことも求められております。

国と道による地方財政の見直しが進み、地方交付税や補助金、地方債などに財源を依存する規模の小さな自治体にとっては、限られた財源を効率的かつ選択的に活用しながら、行財政基盤を確立していくことは喫緊の課題であります。

一方、時代の大きな流れでもある「地方分権」の推進においても、増大・多様化する市民ニーズを的確にとらえながら、個性と主体性のある地域社会を創造していくことが今後ますます必要になってまいります。

私は、今回の市長選挙に当たり、相互信頼と融和による旧市町の均衡ある発展、ともに支え合う福祉豊かなまちづくり、健康づくりと地域医療体制の充実、北の大地に根差した活気みなぎる農林業と商工業の振興、個性的で魅力あふれる観光の創出、いつまでも住み続けられる快適な生活環境、みずから学ぶ生涯学習の推進、風土に調和した個性的な北の文化と生涯スポーツの振興、住民ニーズをとらえた効率的で効果的な行財政運営を柱に、「協働のまちづくり」を推進することを決意させていただきましたが、「地域間競争」が大きく問われている今日、

今次合併を契機として、土別と朝日が有する他にない優位性を生かしながら、これまで両市町が培ってきた貴重な宝である「この地域の特性を生かしたまちづくり」をいま一度私たちの手で推し進めるとともに、まだ気づいていない新たな宝の発見に努め、この宝の原石を磨くことによって、新しい地域の活性化に結びつけられるよう、これまで培ってきた経験と人脈を生かし、努力をしてまいります。

以下、具体的な施策について、「新市建設計画」の項目に沿って申し上げます。

最初に、「元気でいきいきと交流が盛んなまちづくり」についてであります。

私が市政運営の大眼目に据えてきたのが「協働のまちづくり」であります。現在は、自治体運営の基本として、この「協働」という概念が広く普及をしており、旧土別市においても平成16年度から「市民協働のまちづくり推進事業」を展開し、意識の醸成に努めてきたところであります。

行政をめぐる情勢が困難をきわめてきた今日、多様化する住民ニーズにこたえつつまちづくりを進めるためには、市民とのパートナーシップをもとに自治体運営を進めていくことが重要であり、このことによって、地域コミュニティや団体との連携が図られ、ひいては地域主権の確立につながっていくことが期待できるものであります。

新市においても、この方針を堅持しつつ、「ふれあいトーク」などの広聴活動の展開を積極的に進め、「市民協働のまちづくり推進事業」を継続して実施するなど、意識の啓発に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の実現についてであります。

男性と女性が対等なパートナーとして生き生きと暮らし、責任を担い合って地域の活力を高めていく「男女共同参画社会」の実現が求められています。

旧土別市におきましては、平成15年3月に「土別市男女共同参画行動計画」を策定し、啓蒙啓発活動を中心に事業を展開してきたところであり、今後におきましても、この計画を基本としながら新土別市全体の取り組みとして、意識づくり、環境づくり、社会づくりに取り組んでまいります。

次に、地域社会づくり（コミュニティ）の推進についてであります。

私が市政を担当させていただいてから、積極的に取り組んでおります「市長と語る会」に加えて、本年は朝日地域での行政区懇談会を実施するなど、市民との対話の場を積極的に創出をしてまいります。

また、朝日地域においては、平成23年3月末までの間に公区制度から自治会組織への移行を目指すなど、引き続き自治会活動への支援を通じ、地域社会づくりの推進に取り組んでまいります。

次に、交流についてであります。

交流につきましては、旧土別市では、オーストラリアのゴールバーン市と姉妹都市としての交流を実施してきたところであり、旧朝日町においてもフィリピンを初めとして国際交流が行

われてきたところであります。ゴールバーン市との交流については、姉妹都市提携以来、毎年、市民団体の相互交流が進められ、近年では高校生の「短期留学研修」も相互に実施されるなど、本市の国際化に大きく寄与している現状にありますので、今後は更に充実した交流が行われるよう努めてまいります。

一方、国内交流では、旧土別市は愛知県三好町と友好都市提携を行い、スポーツ団体や文化団体、更には少年野球や少年サッカーの相互交流が継続して行われており、市民交流の輪が大きく広がっております。

旧朝日町においても、「全国朝日交流」として、国内9つの朝日町、朝日村と相互交流が実施されてきたところでありますが、開催が昨年で一巡していることや、このうちの4町村が合併したことなどから、今後の交流のあり方について更に検討する必要があると存じます。

交流人口を拡大していくことは、地域経済に及ぼす効果のみならず、さまざまな情報が得られること、文化やスポーツ活動を初め地域の活性化につながることから、「誘致企業」「ふるさと会」「ふるさと大使」等の協力を得て、更に交流の輪が広がるよう、積極的に推進してまいります。

次に、生活交通についてであります。

まず、地域生活バス路線については、交通弱者の立場を考慮し、可能な限りの運行維持に努めてまいりました。しかしながら、国や道の補助制度の見直しなども実施され、路線維持にかかる経費は年々増大する傾向にあります。

近年では、住民にとって使いやすく効率的なバス路線のあり方という観点から、川西地区において「デマンドバス」を試験運行するとともに、朝日地域においては、コミュニティバスを運行しておりますが、今後も、この状況を参考にしながら、より効率的で利用者の利便に即した地域交通のあり方を研究してまいります。

次に、ごみ処理を初めとする環境施設についてであります。

廃棄物の適正処理につきましては、市民の皆様の御理解と御協力のもと、ごみの分別収集が徹底されたことにより、学田地区の最終処分場の利用期間も大幅に延長されたところであり、今後とも地域住民の協力と参画によって、資源循環型社会の構築に向けたごみ減量化とリサイクルの一層の推進を図るとともに、処分場における中間処理の位置づけ等の課題を十分検討し、総合的ごみ処理施設の整備に取り組んでまいります。

また、ごみ処理問題は、近隣自治体との連携も重要であり、共通課題を整理しながら広域的なりサイクルに努めてまいります。

更に、地球温暖化防止のためには、温室ガスの削減が重要であり、野焼きの違法性の周知、ごみ減量化、リサイクル化などを積極的に推進するとともに、資源循環型社会の構築に向けた施策推進の観点からも、「環境基本計画」の策定に向け調査研究を進めてまいります。

また、全国的な問題となっておりますアスベスト対策につきましては、庁内関係部局並びに市内関係機関により「アスベスト問題対策連絡会議」を9月に設置したところであり、関

係機関、市民に対し速やかな情報提供を行うとともに、相談窓口を設けるなど体制の充実を図ってまいります。

次に、消防救急につきましては、市民の防火意識の高揚など、予防活動の強化を図るとともに、消防力、あるいは救急体制を充実し、今後とも市民の生命や財産保護に万全を期してまいります。

次に、地域防災体制についてであります。

災害の発生に備えて、旧両市町とも地域防災計画を策定しておりますが、合併に伴い、新たな地域防災計画を策定しなければなりません。この防災計画については、北海道との協議も必要であります。速やかに策定作業を進めてまいります。

また、幸いにいたしまして本市には被害がありませんでしたが、9月7日から8日にかけて本道に上陸した台風14号に対しましては、昨年の台風18号の教訓を踏まえ、早い段階で災害対策本部を設置し、災害発生時の対応に万全を期したところであります。今後とも迅速な対応のもとに、市民の安全と財産保護に努めてまいります。

次に、防犯・交通安全対策についてであります。

防犯対策につきましては、引き続き、警察を初め防犯関係機関や団体との連携による「暴力追放運動」を推進するとともに、自治会や消費者団体の協力のもと、防犯診断、新たな防犯車の配置、更には学校などとの連携により「土別市中央地区安全マップ」を作成いたしました。今後におきましても一層防犯体制を強化し、意識高揚を図ってまいります。

また、交通安全対策につきましては、過日、多くの市民参加を得て「人の波・旗の波大作戦」を実施し、交通安全の啓蒙啓発に努めたところであり、交通安全運動の強化、交通安全施設整備を推進する中で、市民生活の安全確保に努めてまいります。

次に、消費生活の安定についてであります。

消費者を取り巻く環境は、振り込め詐欺や悪質商法により、ますます被害が拡大する、極めて遺憾な傾向が続いております。

これら消費者被害防止に向けては、消費者相談窓口として直通電話を設置し、消費生活コンサルタントが相談に応じるほか、引き続き消費者団体との連携を図りながら、「出前講座」や広報活動などを推進し、意識の啓発に努めてまいります。

次に、克雪対策についてであります。

今日まで、流雪溝の整備や防雪柵の設置など、冬期間の安全で円滑な交通確保を図りながら、市民生活や経済活動の振興に努めてきたところであり、全道的にも高い評価を得ているところであります。

今後におきましても、除排雪体制の充実強化や、老朽化した除雪機械の更新などにより、除排雪対策について万全を期してまいります。

次に、「誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

少子高齢社会の到来や地方における深刻な経済不況などを背景に、これまで「社会的弱者」

ととらえられていた高齢者や障害者など、生活上の支援を要する人に加えて、育児についての悩みなど、さまざまな生活課題を抱える人も増加しております。

こうした中であって、すべての市民が安全で安心して暮らせる地域社会を構築していくためには、行政の果たす役割は極めて重要であり、複雑・多様化する健康や福祉への各種要望に対して、積極的な取り組みが求められております。

今後においても、社会経済の変化に的確に対応した福祉施策が不可欠であり、介護保険事業計画を初め各種計画を基本としながら、市民一人一人が健やかに安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化する中で、各種福祉施策を推進してまいります。

初めに、高齢者福祉についてであります。

生涯を通じて安心と生きがいのあるまちづくりを目指して、平成12年4月に介護保険事業がスタートしましたが、合併後の本市高齢化率も9月1日現在で28.1%に達し、今後、超高齢社会が到来する中であって、福祉施策を取り巻く状況も大きく変化してきております。

今年は第2期事業計画の最終年に当たりますが、長期的な視点で旧市町の計画を総合的に見直しを行うなど、第3期事業計画の策定作業を進めるとともに、高齢化施策の円滑な推進に努めてまいります。

また、要介護認定を受けることなく、住みなれた地域や家庭でより長く健やかに自立した生活が過ごせるよう、家庭と行政、地域、更に社会福祉協議会並びにボランティア活動などと一緒にとなった介護予防事業を実施し、健全な保険事業の運営を図るとともに、介護サービスが総合的に提供できるようネットワークの強化に努めてまいります。

次に、児童福祉・母（父）子福祉等についてであります。

本市も少子化の進行が極めて深刻な状況にあり、核家族化などを背景として、地域連帯や人間関係の希薄化、家庭の孤立化、児童虐待の増加など、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化してきており、子育てと仕事の両面にわたる支援の推進と、安心して子育てができる環境づくりに地域全体で取り組むことが一層求められております。

本年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」については、新市としての新たな行動計画策定に向け「土別市次世代育成支援行動計画推進懇談会」を設置し、保育環境施策体系等の補完及び見直しを含めた包括的な策定作業を進めるとともに、次代を担う子供がひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう、子育て家庭に対するさまざまな保育サービスや子育て支援サービスの充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害のある人や高齢者を初め、すべての人々が自由に社会参加ができるよう「福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者・市が一体となっても支え合う、人に優しい福祉社会づくりを進めてまいります。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の自立と社会参加をより一層促進するため「土別市障害者福祉計画」、更には「土別市地域福祉計画」による福祉施策の展開

に努めるとともに、現在、国会で審議中の「障害者自立支援法」の審議経過も注視しながら、身体・知的・精神障害者に対する自立のための総合的な障害者福祉の展開を図ってまいります。

次に、健康づくりについてであります。

保健福祉センターを拠点として、市民の健康増進のための各種健康診査、母子保健対策、成人・老人保健対策、栄養改善事業などの充実を図り、子供が健やかに育ち、高齢者が生き生きと活動できるよう、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

次に、地域における医療体制の確立についてであります。

医療体制の確立は、市民の皆様を初め、この地方における住民の方々が健康で安心して暮らしていくためにも極めて重要な課題であります。

特に市立病院は、この地方の基幹病院として、その役割を担っておりますが、新たな医療制度の改革が見込まれる中であって、固定医師の確保の問題とあわせ、その経営環境は極めて厳しい状況となっております。

このような状況は、新市の財政にとっても大きな影響がありますので、当面は収益の増加に向けて各種医療機器の整備や病棟再編成等に取り組むこととし、経費の更なる圧縮に努めるとともに、診療体制の効率化を図るため、診療現場で医師や看護婦が直接処方や予約などを入力できる「オーダリングシステム」の導入に向けた検討を行い、地域住民の皆様が安心して医療が受けられるよう、信頼される病院として、院長を初め職員挙げて最大限の努力をしております。

更に、地域の診療施設につきましては、医療関係者及び地域住民の意見をお聞きしながら、施設の維持管理及び医療機器の計画的な整備に努めてまいります。

次に、「北の大地に根ざした活気みなぎるまちづくり」についてであります。

初めに、農業の振興についてであります。本市の農業・農村は、先人たちのたゆみない努力によって幾多の困難を乗り越え、命の糧を生み出すという大きな役割を果たしながら、本市発展の原動力として営々と引き継がれてまいりました。

しかしながら、近年は、現在交渉の過程にあるWTOやFTAなどによる国際化の著しい進展に加え、「新しい食料・農業・農村基本計画」による農業政策の転換、更には地域における担い手不足と農業者の高齢化など、農業・農村を取り巻く諸般の情勢は、国内外においても大きな変化の過程にあります。

このような中で、本市の農業・農村が今後とも安定的に発展していくためには、食料の生産と、それを支える農業・農村の多面的な価値をいま一度認識し、活力あふれる農村づくりを推進していくことが何よりも大切なこととあります。

そこで、新市における農業・農村の活性化につきましては、「収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる農村を創造して、市民の総意で貴重な財産として将来に引き継ぐ」という目的の達成に向け、「新土別市農業・農村活性化計画」を策定し、生産基盤や農村集落機能が安定的に維持・継承されるものとなるよう努めてまいります。

明年度の地区調査を国及び道に対し要望している、上士別地区の「国営農地再編整備事業」につきましては、集落の集約的な再建を視野に入れながら、経営感覚にすぐれた担い手を地域のリーダーとして育成し、その担い手を核として、小規模農家や高齢農業者も含めてすべての農業者が、その規模や年齢に見合った役割を担うことができる集落型経営体を構築しようとする事業であり、これを本市農業の「将来像」としてとらえ、「めざす姿」にしていこうとするものであります。

今後におきましても、地元期成会を初め、関係機関・団体によって設立された事業推進本部を中心にしながら、この事業の採択に向け鋭意努力してまいります。

更に、農業の原点である「土づくり」を一層推進する中で、農業経営の体質を強化して、環境にも配慮した食料の安定供給体制を確立するとともに、次の次代を担う青年や女性などのすぐれた担い手を確保育成するための総合的な施策の推進に努めてまいります。

畜産につきましては、土地基盤に立脚した自給飼料率の高い酪農経営や、高度な飼養管理技術に基づく肉牛経営を推進し、中小家畜経営も含めた生産体制の確立と向上に努めるとともに、家畜の排せつ物については、同じくバイオマス資源となる生活残渣物や下水汚泥などとあわせた利活用を行うことで、自然環境と調和した資源循環型社会の構築を目指してまいります。

また、本市ではサフォークめん羊の多面的な価値を活用しての「まちづくり」を推進してきており、これまでの取り組みは全国的にも広く知られているところでありますが、今後におきましては道内外における堅実な販路を開拓する中で、有畜複合経営の促進と担い手飼養者の確保を図り、本市の自然条件や歴史的優位性を背景にした飼養体制の確立を目指してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

新市におきまして、行政面積の約74%を占める森林は、木材の生産はもとより、生活用水や農業・工業用水となる水資源の涵養、更には地球環境の保全に至るまで、日常生活に欠かすことのできないさまざまな機能を有しております。

このため、本市の森林が持つ多様な機能を後退させることなく持続的に発揮させ、次世代においても有効に利活用が可能なものとしていくために、各種の補助事業を効果的に活用しながら、無立木地や伐採跡地への造林、更には下刈りや除間伐などを実施し、豊かな森林の育成を図ってまいります。

また、森林技術の開発や指導・普及のため、北海道森林管理局森林技術センターとの連携を一層密にするとともに、地域材の需要拡大を推進し、林産業の振興に努めてまいります。

次に、中小企業の振興についてであります。

今日の経済環境は、全国的には回復傾向にあるとはいえ、特に北海道においては消費購買力の低下や雇用不安など、依然として景気低迷が続いております。

こうした中で、地元中小企業が今日の厳しい環境変化に対応し、経営の安定化を図るためには、まずは企業みずからが経営体質の強化を図ることが基本であり、企業経営に対する制度資金の融資、あっせん、更には商工会議所・商工会との連携による経営相談や指導の充実を図る

とともに、各種情報の提供についても迅速な対応に努めてまいります。

また、中小企業、新規開業者等の総合的な支援策であります中小企業振興条例や、企業進出を促進する企業立地促進条例については、時代のニーズに即応した見直しを図りながら、地域経済や雇用の担い手である中小企業等の振興に向け、その育成支援に努めてまいります。

地場産業の振興につきましては、地元農産物等の資源を活用した地場産品や工業新製品の研究開発に対して支援するとともに、本市特産品の消費拡大と販路開拓、更には特産品の品質向上、普及拡大を推進する関係団体と連携し、その振興を図ってまいります。

次に、商業の振興についてであります。

近年、特に「街の顔」である商店街は商圈人口の減少に加え、大型店の郊外進出などから売上高は減少し、商店街を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このため、商店街活性化については、今後も士別商工会議所、朝日商工会、士別市中心商店街振興組合などを中心に、既存事業の検証見直しなどとあわせて、より集客力の高まる効果的な活性化方策についての研究検討を継続して行う中で、中小小売店の安定経営と商店街の活性化に努めてまいります。

また、市民の「郷土しべつ」を思う心の醸成や、地元産品などの消費拡大を推進する「ラブ士別・パイ士別運動」につきましては、特に士別市と朝日町の合併に伴い、今後より一層「人の和」や「つながり」などのすそ野を広げながら、地域に根差した総合的なまちづくり運動として鋭意取り組んでまいります。

次に、雇用・勤労福祉の向上についてであります。

若年労働者、季節労働者、失業者などの方々の雇用安定と雇用機会の拡大につきましては、市民の生活安定はもとより、企業の人材確保と豊かな地域社会構築の上で重要な課題となっております。

このため、今後におきましても「士別市雇用対策協議会」を中心に、地域創業助成事業や冬期技能講習助成事業など、国・道などの各種事業の有効活用とあわせ、雇用対策や労働福祉対策を積極的に推進してまいります。

次に、誘致企業との関連についてであります。

士別市には、トヨタ自動車、ダイハツ工業、ブリヂストン、ヤマハ発動機、交通科学総合研究所の試験施設が立地していることは御承知のとおりであります。

これら試験研究に伴い、本市を訪れる関係者は約2万5,000人を数え、その経済波及効果ははかり知れないものがあります。

特に、トヨタ自動車士別試験場につきましては、平成16年に新たにダートコース等が造成され、また現在はハンドリングテストコースの造成が進むなど、その機能がますます充実されているところであり、一層の地域経済への波及効果を期待しております。また、本市農業と極めて関係の深い日本甜菜製糖株式会社につきましては、新たな製品開発に意欲的に取り組まれており、今後大きく期待を寄せております。

本市といたしましては、これら日本を代表する企業との関係を深めるとともに、一層の施設の充実などを積極的に働きかけてまいります。

次に、観光の振興についてであります。

今日まで、本市は「羊と雲の丘」や「岩尾内湖」「天塩岳道立自然公園」などの手つかずの自然と壮大なロケーション、更にはサフォークめん羊などを中心に、地域の特性を生かした観光振興を図ってまいりました。

こうした中で、近年特に、体験型観光への広まりなど観光ニーズが変化、多様化してきており、こうした観光ニーズに即応するため、「サフォークめん羊」「川西の丘」「岩尾内湖」など、土別と朝日が有する「資源」「素材」を活用しながら、羊毛加工やカヌー、キャンプなどのアウトドア体験、更には冬季の「寒いのでへっちゃん隊」や「スノーモビルランド」など、地域の特色を生かした体験型観光事業が展開されてきこところであります。

今後におきましては、これらの観光資源のネットワークによる相互利用の促進により、観光メニューの多様化を図り、より魅力のある「滞在・体験型観光」を推進し、観光客等の誘引に努めてまいります。

また、本年、羊肉が全国的なブームとなっていることから、このブームを絶好の機会としてとらえ、地元産サフォーク肉を食材とした羊肉料理を新たに開発し、本市でしか食べることのできない独自商品として新聞・テレビ・観光雑誌等で宣伝普及を図ったところであり、大変高い評価をいただいております。

今後におきましても、本市固有のオリジナル商品として定着拡大を図り、サフォークランド土別のPRと交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、「いつまでも住み続けられる快適環境へのまちづくり」についてであります。

これまで両市町において、豊かな自然と美しい環境の中で、潤いと安らぎのある快適な生活を創造し、北国にふさわしいまちづくりを目指し、道路交通網を初め、公営住宅や上下水道などの社会資本の整備に努めてまいりました。

今後におきましても、市民の方々がこれまで以上に便利で快適な生活が営めるよう、全市的視野に立った生活基盤の整備を推進してまいります。

まず、主要幹線道路網の整備についてであります。東大通り及び若葉通りの改良事業を、市街地における外環状線的な役割を担う都市計画街路事業として引き続き整備を進めてまいります。

また、朝日から土別市街へアクセスする唯一の市道であります南1号線については、今後更に交通量の増加が見込まれますことから、一部未整備区間の道路整備計画を進めてまいります。

更に、土別地域の「西広通りの区域変更」、朝日地域の「道道士別滝の上線整備」「奥土別橋改修」についても、事業の促進を北海道に対し要望してまいります。

一方、河川整備につきましては、天塩川及び温根別地区を中心とした道費河川の改修を促進し、治水安全度の向上を図るとともに、自然環境を生かした快適な河川空間の確保に努めてま

まいります。

次に、公営住宅の整備についてであります。平成14年度から進めております北部団地建て替え事業につきましては、北国における環境共生型住宅をコンセプトに、現在まで3棟80戸の建設が完了し、次年度以降も特定公共賃貸住宅を含め3棟92戸を計画的に整備し、平成20年には6棟172戸が完成する予定であります。

また、朝日地区のもみじ団地32戸、一二三団地24戸の2団地についても、ストック総合改善事業により、高齢者の居住に配慮した住環境の整備を年次的に進めてまいります。

次に、水道事業につきましては、水資源を安全かつ安定的に供給するため、平成14年度から継続している統合簡易水道整備事業など、水道施設の計画的整備を進めるとともに、老朽化が著しい東山浄水場の改修に取り組んでまいります。

また、下水道事業につきましては、処理区域の拡大と処理施設の機能充実を図るとともに、個別排水処理事業の効果的な実施により、全戸水洗化を目指してまいります。更に、汚水と雨水の合流式下水道を完全分流化方式に整備を進めてまいります。

次に、交通体系の充実についてであります。

高速自動車道路の整備につきましては、平成15年に道央自動車道土別剣淵インターまでの開通が実現し、都市間の時間的距離が大幅に短縮されたことにより、各種経済活動や医療の面で大きな役割を果たしてきています。

御承知のとおり、土別剣淵から名寄までの間については、「新直轄路線」に位置づけられ、国によって整備が行われることとなりまして、早期の工事着工に期待を寄せております。この秋以降には、国土開発幹線自動車道建設会議の開催も予定されることから、本路線の早期着工に向けて一層の要望活動を展開してまいります。

次に、テレビ難視聴対策につきましては、上土別中継局を初め、三望台ミニサテライト等の施設管理に万全を期すとともに、今後予想されるデジタル放送に向けた対応に努めてまいります。

次に、「風土に調和し個性と文化を育むまちづくり」についてであります。

初めに、学校教育の推進であります。現在改築を進めております土別中学校につきましては、校舎は既に完成し、現在備品等の搬入を行っており、新校舎への移転につきましては、化学物質の濃度測定を実施し、安全が確認された後の今月下旬を予定しております。

更に、本年度においては駐車場の整備と旧校舎の解体工事とあわせ、平成18年度の屋内体育館改築に向けて実施設計を行っており、今後も引き続き整備を図ってまいります。

また、平成19年に開校100周年を迎えます系魚小学校の移転改築につきましては、基本設計は既に終了し、今後は実施設計に向けた学校関係者との協議を行い、平成18年度・平成19年度の2年間で事業を進めてまいります。

更に、今後も良好な学習環境の確保に努めるとともに、教職員住宅につきましても計画的な住宅環境の改修・改善を進めてまいります。

学校給食につきましては、糸魚小学校の移転改築に伴い、朝日町学校給食センターはその敷地として予定されていることから、本年度末をもって廃止し、土別市学校給食センターから配送することといたしております。

次に、生涯学習の取り組みについてであります。

生涯学習は、本来、個人の自由な学習要求に根差すもので、そうして学んだ成果が正しく評価されると同時に、学習した成果が地域社会の中で生かされ、市民一人一人が生き生きと活動していく、そうした生涯学習のまちづくりが求められています。

こうした生涯学習を推進するためには、行政としてもさまざまな条件整備が不可欠であります。このため、本市では生涯学習を総合行政としてとらえていくという視点に立ち、平成13年度に「土別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定し、更に平成15年度には、人づくり・まちづくり市民会議「みなくる」が設立され、市民と行政が一体となった学習活動とまちづくり運動が展開されております。

「土別市人づくり・まちづくり推進計画」につきましては、朝日地域の事業も組み入れた計画として見直し、行政の総合化を推進することで、「協働のまちづくり」にも一層の弾みがつくものと考えております。

昨年7月にオープンした生涯学習情報センター「いぶき」は、市民の学習の場・まちづくりの拠点となるよう有効活用を図るとともに、機能が充実した図書館については、今後、朝日地域の公民館図書室との連携強化に努めながら、更なる利用促進を図ってまいります。

また、生涯学習情報センターでは、従来の住民票の発行に加え、本年10月から印鑑証明書の発行も開始されており、今後とも可能な市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、文化活動及び芸術の振興についてであります。

活動の拠点である市民文化センターやサンライズホールを初め博物館など、それぞれの施設が持っている特徴、優位性を生かし、施設本来の機能の充実に努め、相互に有機的な連携を図りながら、文化・芸術の更なる創造の場となるよう助長してまいります。

中でも、サンライズホールについては開館から11年が経過し、自主企画事業を通して市内外から多くの参加をいただき、その活動の輪を広げてきたことに対し高い評価を得るとともに、事業の継続を望む声が数多く寄せられております。近年では、開館当初から継続実施してまいりました鑑賞型事業の展開に加え、参加型事業が新たに加わるとともに、文化活動の合宿も実施されるなど、近隣市町村を含む広域的なコミュニケーションの形成を生み出す機能を果たしております。

今後は、これまでに蓄積した多くの技術、人的ネットワークなどを積極的に活用する中で、舞台芸術・文化活動を核にした地域コミュニティを創出する施設として、その機能を発揮するように努めてまいります。

次に、市民スポーツの推進についてであります。

市民皆スポーツによる健康維持を図るため、体育協会との連携を密にしながら、全市を網羅

する総合型地域スポーツクラブを積極的に展開するとともに、スポーツ施設の適正な維持管理に努めてまいります。

また、スポーツ合宿の里づくりについては、陸上競技を中心に長年にわたり培われてきた人脈を生かしながら、今後も合宿誘致に力を注ぐとともに、朝日三望台シャントエを活用してのスキー合宿を一層推進し、地域の活性化に努めてまいります。

更には、スポーツイベントの「ハーフマラソン大会」「オリンピック・デーラン」並びに「全日本サマージャンプ朝日大会」「全日本サマーコンバインド朝日大会」等の事業の充実を図り、引き続き環境整備に努めてまいります。

次に、道立総合スポーツセンターについてであります。道の財政状況も含めて、極めて困難な情勢下に置かれていることは申し上げるまでもないところであります。

しかしながら、新生「士別市」のまちづくりの大きな柱として「合宿の里づくり」が位置づけられ、健康増進や体力づくりを目的としたスポーツ活動も年々活発化していることから、その中心となる総合スポーツ施設の整備は不可欠であり、実現に向けて今後とも努力してまいります。

次に、「円滑な自治体経営」についてであります。

合併後の新市の総合的な施策の推進を図るため、合併協議の中で「新市建設計画」が策定されたところであります。今後、この計画を基本として各種施策を推進していくこととなりますが、地方分権の推進とともに、地域の特性と個性を生かした新たなまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市民の参加をいただきながら新市の総合計画を策定してまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

少子高齢社会の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の大きな変化に対応することや行財政環境が大変厳しい情勢にあることを踏まえ、行政改革の新たな指針に基づき、平成17年度から平成21年度までの5カ年以内を期間とした「集中改革プラン」の策定が求められております。

更に、三位一体の改革のもと、税源移譲によって、地方分権社会に対応した自治体運営が求められるなど、自治体としてその責任はますます増大しております。

本市は、市町村合併という大きな行政改革をなし遂げたところであり、合併効果により、財政は一時的に好転するものの、現在の行財政運営のまま推移いたしますと、再び悪化する見込みであり、自治体の規模に応じた財政運営が必要となります。

これらのことを踏まえて、行財政改革大綱の見直しを図るとともに、新たな行財政推進計画及び財政健全化計画を年度内をめぐりに策定し、安定した財政基盤の確立と地方分権にふさわしい行財政システムを構築してまいります。

次に、情報システムの整備についてであります。

電子自治体の確立は、行政の効率化や市民サービスのさらなる提供が可能となりますが、システム開発に当たっては多額の費用を要しますので、本市並びに北海道を初め道内の多くの自

治体が加入している「北海道電子自治体共同運営協議会」において共同負担により開発を進めていく予定であります。

あわせて、「土別市情報化基本計画」については、新市全体の計画として見直しを図ります。

また、個人情報の保護では、本年10月からは住民異動届け時の本人確認等審査をより厳格に実施しており、社会問題化した営業目的の住民基本台帳閲覧問題については、総務省の閲覧制度にかかる検討会の動向を注視し、今後とも市民の重要な個人情報の取り扱いについては十分な配慮をまいります。

次に、合併に伴って新たな市章、市民憲章、市の木、市の花などが制定されることとなりますが、旧両市町の融和のシンボルとして広く市民に周知し定着を図ることで、ふるさとを愛する心の醸成に努めてまいります。

また、合併特例区につきましては、朝日地域において平成18年3月31日から設置されることとなりますが、新生「土別市」としての一体性への円滑な運営に努めてまいります。

また、以前から計画されておりました「朝日町史」につきましては、朝日町の百年の歴史を後世に伝えていくため、その編さんを実施まいります。

時あたかも、本年は戦後60年という節目の年に当たり、旧土別市においても、去る8月に、学校や各種団体、関係機関等が一体となって、さきの戦争の残忍さや悲惨さ、平和の尊さを考える事業として「戦後60年平和推進事業」に取り組んだところであります。

国際的には、イラクで新政府による治安維持と復興がまだ混沌たる状態にあることを初め、北朝鮮における核開発問題や拉致被害者家族の帰国問題、さらには各国で頻発するテロ行為など、平和への出口が見えぬまま緊張が高まっている残念な状況にあります。

こうした動向は、国際平和を願う世界の人々を大きく失望させるもので、早急な平和的解決を強く願わずにはおられません。

私は、今日、我が国の平和の礎を築かれてきた先人諸賢に深く敬意を表しますとともに、恒久平和の大切さを忘れず、市民の方々とともに今後とも非核平和思想の啓発・普及に一層努めてまいります。

以上、私の市政執行に対する基本的な考え方を申し上げましたが、「官から民へ、国から地方へ」という構造改革の波は、これからも自治体経営に大きな影響を及ぼすことは必至であり、行政のスリム化、財政健全化の視点で、住民に最も身近な行政体として、効率的なサービスを提供していくことは当然の課題であります。

住民のニーズも今や「量から質へ」「ハードからソフトへ」と大きく変化してきており、こうした変化を鋭敏にとらえながら、将来にわたるグランドデザインと、その方策をしっかりと描き、「新しいまちの新しい力」を発揮していかなければなりません。

また、9月1日の新市誕生以来、新市長が選挙されるまでの短い期間ではありましたが、市長職務執行者としての重責を担っていただきました、武市前朝日町長に心から厚くお礼を申し上げますとともに、新生「土別市」は、これから隆々発展を遂げる「青年都市」であるとの武

市前町長の思いを重く受けとめながら、市政運営に邁進をしまいいりたいと思います。

終わりに、郷土「土別市」「朝日町」をまさに艱難辛苦の思いで築いてこられた先人の御苦労に心から敬意と感謝を表するとともに、これまで両自治体が刻んできた歴史を振り返り、尊重しながら、新生「土別市」の新たな歴史がより一層輝かしいものとなるように、全職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

どうか、市議会並びに市民の皆様方の特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、市政の執行方針といたします。

引き続きまして、当面する諸課題として、この秋の作況について申し上げます。

本年は、5月に入ってから降雪と異常低温などにより、耕起、播種、移植などの春作業がおくれたことに加え、6月下旬からの雨不足により、農作物への影響が心配されたところではありますが、7月下旬以降は比較的穏やかな天候に恵まれたため、作物の生育全体としては順調に推移したところであります。

主な作物について申し上げますと、水稻につきましては、一部の圃場においてカメムシによる着色粒の発生が見られましたものの、開花、受精時期が高温傾向となりましたため、不稔粒の発生歩合も少なく、現在、全量1等米としての調整が行われているところであります。また、現段階で、最終的な出荷数量の集約には至っておりませんが、収量としても平年を上回る状況であります。

次に、畑作物であります。小麦につきましては、雨不足の影響により細粒化が目立ち、特に秋まき小麦では1等麦としての出荷がない状況となりました。

大豆、小豆などの豆類につきましては、6月下旬以降おこなわれていた生育が、その後の天候の回復により順調に進み、現在は平年並みの収量が確保される見通しとなっております。

また、パレイショにつきましては、食用の一部に中心空洞が見られますものの、収量としては平年並みが確保される状況にあり、てん菜につきましても、雨不足により心配されていた生育も、その後の天候回復によって順調に進んでおりますことから、糖度、収量ともに平年並みを期待できる見通しであります。

このように、本年は雨不足により一部の作物に影響がありましたものの、全体としては平年並みの作柄が期待できる状況にありますが、これから収穫期を迎える作物もありますことから、適期収穫による品質保持に努めてまいります。

なお、9月15日現在の水稻の作況指数が、全国では102、北海道でも109となっておりますことから、需給調整のための集荷円滑化対策が初めて発動される見込みにありますので、今後におきましては、これらの対応に万全を期してまいります。

以上申し上げます、当面する諸課題の報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（降壇）

議長（西尾寿之君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から28日までの15日間と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から28日までの15日間と決定いたしました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第2、議案第20号 士別市民憲章の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第20号 士別市民憲章の制定について御説明申し上げます。

士別市、朝日町の合併により、9月1日に新生士別市が誕生いたしました。市民憲章を初め、都市宣言、市章や市旗及び市の花、市の木の慣行の取り扱いにつきましては、合併協議の中で新市において新たに制定することが確認されているところであります。

そこで、新しい市民憲章の制定に当たりましては、新市住民の一体感と自分たちのまちに対する愛情を持っていただくために、旧市町の憲章の精神を尊重する中、新たなまちづくりのための行動目標となるような市民憲章とすべく、両市町民8名で構成されました市民憲章起草委員会において、素案の策定作業が進められてきたところであります。

具体的には、旧市町憲章と同様に、前文と5カ条の主文により構成し、簡潔で、子供たちにも理解でき、親しみや愛着を抱いていただけるような市民憲章とすべく、この間5回の委員会を開催し、熱心な論議をいただいたところであります。一定の素案がまとまった時点で、合併協議会だよりやホームページ等で公表し、素案に対する住民の皆様からも御意見を募り、寄せられた意見を参考に一部修正を加えた後、起草委員会における最終確認を得まして、8月22日の第16回合併協議会において御確認をいただき、市民の皆様には最終の合併協議会だよりで、その案をお知らせしたところであります。

新しい士別市民憲章は、お手元の議案のとおりであります。前文といたしまして「わたしたちは、天塩川の源流にはぐくまれた士別市民です。屯田の開拓精神をうけつぎ、人と大地が躍動するすこやかなまちをつくるため、この憲章を掲げ実践に努めます。」とし、5カ条の主文では、1つには「自然を愛し 美しいまちをつくります」、1つには「人を愛し 心ゆたかな文化のまちをつくります」、1つ「しごとを愛し 活気みなぎるまちをつくります」「スポーツを愛し 元気なまちをつくります」「夢を語り 未来に広がる明るいまちをつくります」、以上、まちづくりの指標とともに、市民の皆様方にも共感を持っていただけるような構成としたところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。(降壇)

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第3、議案第21号 交通安全都市宣言について、議案第22号 健康・スポーツ都市宣言について、議案第23号 非核平和都市宣言について及び議案第24号 暴力追放・防犯都市宣言について、以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第21号 交通安全都市宣言について、議案第22号 健康・スポーツ都市宣言について、議案第23号 非核平和都市宣言について及び議案第24号 暴力追放・防犯都市宣言についてを一括御説明申し上げます。

新しい都市宣言の制定に当たりましては、旧市町の宣言を基本に、市民憲章起草委員会における協議を得まして、市民憲章と同様に、第16回合併協議会に報告し、それぞれ御確認をいただいたところであります。

まず、議案第21号 交通安全都市宣言についてであります。

旧市町とも昭和38年に交通安全を宣言し、議会の議決がなされておりますが、宣言後40数年が経過する中で、飛躍的な自動車の普及、拡大、交通量の増大に伴い、悲惨な交通死亡事故が発生し、尊い人命が奪われるなど、大きな社会問題となっております。こうした交通事故もたらす市民の苦悩はまことに憂慮すべき事態にあり、交通事故の防止に向け、運転者はもちろん、事業所、学校、団体や地域などが連携をし、市民一人一人が交通安全や人命尊重に対する思想を高め、さまざまな取り組みが必要なことでありますので、交通安全の意義を真摯に受けとめ、安全で明るく住みよいまちをつくるため、ここに交通安全都市を宣言いたそうとするものであります。

次に、議案第22号 健康・スポーツ都市宣言についてであります。

旧土別市では、昭和54年に、スポーツを通じて健全な精神と体力を養い、緑豊かで活動力あふれる都市を築くため健康都市を宣言し、旧朝日町においても、平成2年に、生涯を通してスポーツに親しみ、健やかな心と体を鍛え、明るく豊かなまちをつくるため生涯スポーツのまちを宣言し、それぞれ議会の議決がなされております。

そこで、この宣言についてであります。旧市町ともにスポーツ合宿の取り組みを初め、今日までスポーツによるまちづくりに熱心に取り組んできた経過がありますし、またスポーツに

は体力づくりや健康の増進、更には住民相互の触れ合い感や地域連帯感をも醸成されるなど、健全な心身をつくる上で大きな役割を果たしているところでもあります。このことから、新市におきましても市民皆スポーツの普及、拡大とともに、健康づくりは何より大切なことでもありますので、市民一人一人が健康に心を使い、生涯を通してスポーツに親しみ、健全な心と体を鍛え、人と大地が躍動する健やかなまちを築くため、ここに健康・スポーツ都市を宣言いたそうとするものであります。

次に、議案第23号 非核平和都市宣言についてであります。

旧土別市においては、昭和61年に、核兵器を廃絶し、非核三原則の堅持と恒久平和を願い非核平和都市を宣言し、議会の議決がなされております。本年、戦後60年の節目の年を迎えましたが、我が国は世界で唯一の被爆国であり、核兵器の無残さを経験しておりますだけに、核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは国民共通の悲願であり、市民にとりましても心からの望みであります。このことから、新しい宣言につきましては旧土別市の宣言を継承し、非核平和都市を宣言いたそうとするものであります。

次に、議案第24号 暴力追放・防犯都市宣言についてであります。

旧土別市では、平成2年に、善良な市民生活に脅威を与える暴力は絶対に容認できないものであり、犯罪を防止して、暴力のない平和で明るく住みよい都市の実現を目指し、暴力追放・防犯都市を宣言してきました。旧朝日町におきましても、同様の趣旨で、昭和63年には防犯町、平成2年には暴力追放町を宣言し、それぞれ議会の議決がなされております。

そこで、この宣言についてであります。私たちの日常生活が平穏かつ安全であることは市民共通の願いであり、このため市民の総力を結集し、あらゆる関係機関、団体と連携を図り、市民一人一人の協力と実践により犯罪を防止して、暴力のない平和で明るく住みよいまちの実現を目指し、暴力追放・防犯都市を宣言いたそうとするものであります。

なお、宣言文につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでありますので、朗読は省略をさせていただきますことを御了承願いたいと存じます。

以上4つの都市宣言につきまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第24号までの4案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第4、議案第25号 土別市章の制定について及び議案第26号 土別市旗の制定について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第25号 土別市章の制定について及び議案第26号 土別市旗の制定について一括御説明申し上げます。

まず、議案第25号 土別市章の制定についてであります。新しい土別市章の制定に当たりましては、新生土別市の誕生にふさわしい市章、いわゆる市のマークを定めるため、広くデザインの募集を行い、全国から612件の応募がございました。

市章デザインの選考に関しましては、両市町民8名で構成された市章に関する有識者会議におきまして選考作業が行われ、この間5回にわたる会議を開催し、まずは応募のあった612件の作品の中から5点の候補作品を選定していただき、7月21日開催の第15回合併協議会において、委員の投票により3点に絞り込みを行い、8月中旬から約1カ月間、住民アンケートを実施いたしましたところであります。最終決定につきましては、住民アンケートで一番多くの投票を得た作品とするとの合併協議会での確認に基づき、本日提案した市章に決定したところであります。

そこで、市章デザインの趣旨についてであります。グリーンの大きな楕円は大地を意味し、合併した土別市と朝日町をあらわし、ブルーのSは土別市の英頭文字で、また天塩川の流れてもあり、赤い小さな楕円との組み合わせで駆ける人をあらわしておりますが、それは大地とともに躍動し、自然の中に素直に溶け込む土別市の姿を表現しているものであります。

次に、議案第26号 土別市旗の制定についてであります。市旗は市章のデザインを用い、市旗の規格は縦2、横3の比率とし、議案にお示しのとおり、旗面の中心に土別市章を配するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第5、議案第27号 市の花の制定について及び議案第28号 市の木の制定について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第27号 市の花の制定について及び議案第28号 市の木の制定について一括御説明申し上げます。

市の花及び市の木につきましては、合併前の旧士別市及び旧朝日町における協議の経過や、花いっぱい運動等の地域地域での取り組みを踏まえ、旧市町の花と木を新市においても引き続き定めることが、4月21日開催の第13回合併協議会において御確認をいただいたところであり
ます。

そこで、市の花は、エゾノリュウキンカ、コスモス及びエゾムラサキツツジとし、市の木は、ナナカマド及びアカエゾマツとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第28号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第6、議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する
条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第19号 士別市介護保険総合条
例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

介護保険法の一部を改正する法律が本年6月29日に公布され、10月1日から介護保険施設利
用者の居住費及び食費については保険給付の対象外となり、利用者が負担することとなりまし
たが、居住費につきましては、施設の居室の形態により負担区分が4区分とされ、特にユニッ
ト型個室を利用している入所者の負担が増加することから、所得の低い方には負担限度額を設
定するとともに、年金などの収入が年間80万円以下の方に対しては高額サービス費の負担上限
額の引き下げなど、大幅な負担増にならないように配慮されるとともに、社会福祉法人等によ
る利用者負担軽減についても見直しされたところであり
ます。

これまで本市では、在宅介護を支援することを目的として、社会福祉法人等が提供するホー
ムヘルプサービス及び通所系サービスを対象として軽減措置を実施してまいりましたが、今回、
国の見直しを受けて、社会福祉法人等の運営する特別養護老人ホームにおいて入所者の施設サ
ービス負担金について急激な負担増加になる方に対しての軽減を行う措置と、負担軽減を行っ
た社会福祉法人等に対して助成を行う措置ができるよう改正するとともに、自立者支援対策の

うち生活支援ショートステイの利用料及び食費などの実費負担につきましては介護保険法の報酬単価と整合性を持って定めておりますことから、今回の法改正に対応した所要の措置をいたすものであります。

なお、本改正につきましては、本年10月1日から適用いたすこととしておりますが、生活支援ショートステイの利用料及び実費負担につきましては、本年11月1日から適用いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第7、議案第29号 市道路線の廃止について、議案第30号 市道路線の認定について及び議案第31号 市道路線の変更について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第29号 市道路線の廃止について、議案第30号 市道路線の認定について及び議案第31号 市道路線の変更について、一括してその概要を御説明申し上げます。

最初に、市道路線として廃止いたそうとするのは3路線であります。まず東雲4号通りにつきましては、街路事業の整備が完了したことに伴い東広通りの延長となることから1路線とするため、路線の廃止をするものであります。

また、上土別中土別南1号線及び朝日南1号道路につきましては、合併に伴い路線を再編するため、路線を廃止するものであります。

次に、市道路線として認定いたそうとする4路線であります。まず上土別中土別西1号線及び朝日上土別南1号線につきましては、地域の実情を考慮し、実態に即した路線の名称とし、区間につきましては、一般道道上土別ビバカルウシ線を2路線の分岐点として中土別1線終点までを上土別中土別西1号線、主要道道士別滝の上線の交差する点から一般道道上土別ビバカルウシ線までを朝日上土別南1号線として、それぞれ路線の認定をするものであります。

また、東広通りから東大通りを結ぶ東雲14号通り及び多寄西5号線につきましては、地域住民の交通の利便性を図るため、それぞれ新たに路線の認定をするものであります。

次に、市道路線として変更いたそうとするのは4路線であります。まず東広通りにつきましては、新設路線を含む街路事業の完了により、議案第29号の廃止路線、東雲4号通りを含めて1路線とするため、路線の終点を変更するものであります。また、東丘1号通り及び多寄中央6号通り並びに川南14線につきましては、地域住民の交通の利便性を図るため、路線の起点、または終点を変更するものであります。

なお、合併後の市道の路線数及び総延長、717路線、総延長は854.7キロメートルにつきましては、今回の市道路線の廃止、認定及び変更に伴い、市道は718路線、総延長856.1キロメートルとなるものであります。

以上、市道路線の廃止、認定及び変更について、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めた次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号、議案第30号及び議案第31号の3案件は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第8、議案第32号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第32号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本案件は、去る8月14日、午前9時50分ごろ、土別市東7条北7丁目つくも水郷公園において、
さん、
歳が、公園内に設置しておりますアスレチック遊具のカニ渡りで遊んでいたところ、直径12センチメートル、長さ3メートル72センチの鋼管が1メートル90センチの高さから落下して、右足に当たり負傷した事故に対する損害賠償であります。このたび相手方との話し合いが合意に達し、診察などの医療費として1万4,610円を損害賠償金として支払うために示談書を取り交わそうとするものであります。

なお、損害賠償金につきましては、全国市長会の市民総合賠償補償保険により補てんされるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第9、議案第33号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第33号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本案件は、去る9月15日、午後0時45分ごろ、土別市教育委員会庁舎敷地内において、走行中の
氏所有の普通乗用車が排水口の上を通過する際に、鉄製のふたがはね上がり、乗用車の燃料タンクを破損した物損事故に対する損害賠償でありまして、このたび相手方との話し合いが合意に達し、これに対する賠償金として6万2,155円を支払うために示談書を取り交わそうとするものであります。

なお、この賠償金につきましては、全国市長会の市民総合賠償補償保険により補てんされるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(西尾寿之君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第10、議案第34号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第11、選挙第4号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選することに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員には、土別市東6条10丁目455番地、澤本一夫さん、同じく朝日町中央3776番地、山田武さん、同じく多寄町36線西1番地、森下悠次さん、同じく上土別町16線南25番地、迦西晃演さんの4氏を指名いたします。

補充員には、土別市西5条4丁目141番地、神田英一さん、同じく朝日町中央7321番地、撰待福藏さん、同じく多寄町31線西23番地、佐々木博さん、同じく温根別町北7線東3番地、植西信雄さんの4氏を指名いたします。

なお、補充員の順序につきましては、ただいま指名の順序によることにいたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方々を当選人と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙第4号 選挙管理委員及び補充員の選挙については、ただいま指名した方々を当選人と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第12、議案第35号 公平委員会委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第35号 公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

合併により、新たに新市において選任することとなります公平委員会委員として、紺野 勉氏、松井宏彦氏、阿部守男氏の3名を委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） お諮りいたします。本案については原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案同意と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第13、議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

佐藤 毅氏、植西政勝氏、得字 章氏の3名を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） お諮りいたします。本案については原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案同意と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第14、議案第37号 固定資産評価員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第37号 固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

新市における固定資産評価員に安川登志男市民部長を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） お諮りいたします。本案については原案に同意することに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案同意と決定いたしました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第15、議案第38号 教育委員会委員の任命についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第38号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

9月1日、土別市長職務執行者により任命された現教育委員会委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第2項の規定により本議会の会期末まで在任することとなっておりますが、その後の教育委員として、佐々木正雄委員、朝日 保委員、尾崎 学委員、穴田一男委員、阿部 昭委員の5名を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(西尾寿之君) お諮りいたします。本案については原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案同意と決定いたしました。

それでは、ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意となりました佐々木正雄委員長より、委員の紹介と委員を代表してのごあいさつがございますので、御聴取願います。

登壇の上、委員の御紹介と委員を代表しごあいさつを願います。

教育委員会委員長(佐々木正雄君)(登壇) ただいま同意いただきました委員5名が登壇をいたしました。私、佐々木正雄より、皆さんに委員の紹介をしたいと思います。

皆さんから向かって右側より紹介しますけれども、朝日 保、尾崎 学、穴田一男、阿部 昭、以上でございます。

では、お許しをいただいて、ここで就任のごあいさつを申し上げたいと思います。

平成の大合併により新土別市が誕生し、私を含め5人の委員が市長様の推挙をいただき、ただいまの議会で同意を賜り、大変光栄に思いますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。職務遂行に当たっては、気持ちを新たにして、心を引き締め、新土別市の将来像にあります「天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち」を目指して、相互信頼、融和、共同の精神の基本姿勢を受けて、合併してよかったと言われる市の教育執行、

教育行政推進に当たり、市民の皆さんの期待にこたえるため、微力ではありますが、努力する所存でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、市議会議員並びに行政、報道機関の皆様方の御指導、御支援を心からお願い申し上げ、大変月並みでありますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 次に、日程第16、議案第39号 監査委員の選任についてを議題に供します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、遠山昭二議員の退席を求めます。

（遠山昭二君退席）

議長（西尾寿之君） 提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第39号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

合併により、新たに新市において選任することとなります監査委員につきましては、識見を有する監査委員として三原紘隆氏を、市議会議員から選出される監査委員には遠山昭二議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） お諮りいたします。本案については原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案同意と決定いたしました。

（遠山昭二君着席）

議長（西尾寿之君） それでは、ここで、ただいま監査委員に選任同意となりました三原紘隆さん並びに遠山昭二議員よりごあいさつがございますので、御聴取願います。

初めに、三原紘隆さん、御登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

監査委員（三原紘隆君）（登壇） お許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

このたび新士別市の市制施行に当たりまして、本日第1回定例市議会が開催され、そこで田苅子市長様から監査委員に推挙をいただき、ただいま議会で御同意をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。また、同時に、その職責の重さに身の引き締まる思いをいたしているところでもございます。

私は昨年6月から監査委員の仕事をさせていただいてきましたが、その経験も浅く、力まだ不足ではございますけれども、今後さらに研さんを積み、懸命に努力をいたしまして、市政の進展に少しでも寄与できますよう頑張ってまいりたいと考えておりますので、議会議員の皆様方、理事者初め各執行機関の方々、報道機関の皆様方には、今まで大変お世話になってきまし

たけれども、どうか今後も御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、まことに言葉足りませんけれども、お礼のごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願いたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 次に、遠山昭二議員、登壇の上、ごあいさつをお願いたします。

20番（遠山昭二君）（登壇） 合併後初めてとなる平成17年第1回定例会が招集され、本日の本会議におきまして議員選出の監査委員として市長から御推薦をいただき、更に議員各位の御賛同をいただきましたこと、身に余る光栄であるとともに、深く感謝申し上げます。

新生土別市は今、大海原に静かに船出をいたしたところであり、揺るぐことのない都市基盤を構築していくために多くの懸案事項が山積している状況でございます。このような状況下において、監査委員が取り組むべき課題の重要性を考えますと、身の引き締まる思いでいっぱいであります。不肖私、選任いただいた以上、監査の公正無私と市民に信頼される監査執行に努めてまいり所存でございます。市理事者を初めとし、関係各位の御協力を切にお願いたします。監査委員就任のごあいさつといたします。

ありがとうございます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 次に、日程第17、議案第40号 助役の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第40号 助役の選任について御説明申し上げます。

新市の助役につきましては、合併協議会の中で、本庁並びに朝日総合支所を担当する2名の助役を置くことが確認されており、9月1日に専決処分いたしました土別市助役定数条例の規定に基づき、新市の助役として相山慎二氏、瀧上敬司氏の2名を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。田村明光議員。

1番（田村明光君） 田村です。

総合支所の助役人事案件について意見を申し上げまして、市長の考えを伺いたいというふうにあります。

ただいま提案されました方につきましては、今回の合併協議の中で、助役という立場にあるにもかかわらず、合併協議委員に資料提出を求めておきながら、提出された資料を無視する態度をとったり、委員側から資料の提出を求めたときなどはなかなか提出されなかったり、特に特例区に関しては非常に消極的で、むしろ反対の態度をとるなど、合併協議の中で不誠実な態度をとってきたわけであります。このような方を新市の助役という責任ある立場に置くことが果たしてよいのかどうか危惧しているのは私一人ではなく、同じ考えを持っている議員は私以

外にもいると思います。また、その方が朝日地区の住民に対して、しばしば権威的な態度をとってきたために、朝日地区の住民の中にも同じ心配をしている人たちが大勢いるのも事実であります。これらのことについては、しっかりと反省し、今後は改めてもらわなければならないと考えるわけですが、市長はどのようにお考えになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、特例区規約では、助役には特例区の区長を兼ねることができるとなっています。朝日に助役を置いて、どのような仕事を考えているのかも、あわせてお聞かせください。

人事権は市長にあるわけですので、本人はもちろんですが、市長にも責任の一端はあると思います。朝日町の住民が願う、新市になって周辺から寂れることのないように、しっかりしたまちづくりができるように、この機会に市長の考えを伺いたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君） ただいまの田村議員の方から、助役の選任についていささか所見を申し述べてみたいという、そういう観点からのお話であったと思います。合併協議を通しまして、それぞれ今提案理由の説明で申し上げましたように、助役については本庁並びに総合支所と、それぞれを統括していく責任的立場の2名を配置するんだということで協議は調ったわけでありまして、その協議をめぐって特に特例区の問題も含めているんな意見が熱く交わされたわけでありまして。

その際に、私も特例区そのものについてどのようなことが具体的に想定されるのかということ、合併協議会の会長としてもいろいろ考えるところもありましたけれども、最終的に合併協議会において特例区は必要なものだという結論がそこに出ておりますし、また特例区においてのやるべき仕事というのはこういうことをやっていこうということも十分検討が加えられていると思います。

ただ、私は単に特例区という問題だけでなく、せっかくこうして大変な議論を重ねた上で、これからのすばらしい新士別市をつかっていこうということで、合併協議の上、テーブルに着いたわけですから、これはもうそういう観点で、旧朝日町が持っている、例えば向こうからいきますと天塩岳があるぞとか、あるいは岩尾内ダムなんて言わないで、あれはダムというコンクリートのイメージではだめなんで、岩尾内湖があるというふうに言って、あそこを振興させたらどうだろうかとか、あるいは商店街が非常に今元気を失っている、あのところをコミュニティゾーンにできないかとか、いろんな問題があると思うんです。そういうお互いの両市町が持っているものをこれからもう一回点検をし直して、本当にすばらしい将来の士別市のまちづくりのさらなる発展をしていくために、そういうものをもう一回真剣に見直していこうとか、私は大きなまちづくりの重要な立場に立つのが2人体制の助役の問題であるというふうに思っております。

合併協議をめぐって、いろんな今御指摘がありましたけれども、これについてはやっぱりあれだけの大きな問題を短期間の中につくり上げていくということになれば、かなりお互いに激

しい場面が、これは旧両市町だけでなく、委員さんの中でも随分あったわけでありますので、その点については言い過ぎの点があったことについては、私も当時の合併協議会の会長という立場もありますし、その中でそういった過去の問題はできるだけ水に流して、これからの新しいまちづくりにエネルギーを結集していくような、私は助役として期待をしておるわけであります。

特に協議をめぐっていささかどうなんだろうかというお話の点については、私はやっぱり先ほどの市政執行方針の中でも申し上げておりますように、これからはどんどんと地域の住民の中に飛び込んでいって、奥座敷で物を考えて机上の中で物を議論するんじゃなくて、ひざを突き合わせてやっぱり現地の中で行動する理事者でなければならんと、私はそう思っております。私のそういった積極的な考えを十分理解をしていただいて、助役としての務めを今後には大きく期待をしていきたい、そんなふうに思っております。

特に私はそこで申し上げておきますけれども、私はこれまでに市長としての仕事をしてくる上で、勇気・決断・実行とか、いろんなことを言ってきましたけれども、もう一つ、実は今まで余り言っておりませんけれども、あります。それは、まずは聞いてあげることだと、これはどんな住民であっても、あるいはそうでなくてよそから来る人であっても、まずその姿勢は一つしっかり持っていることだと。それから、説明をしてあげることだと、聞いてあげると、そしてそれに対して十分説明をしてあげると、そして気配りをしてあげることだ、それはケアの問題でありますけれども、それぐらいの考え方で臨んでいけば、私は多くの住民の信頼も集めるし、また本庁と総合支所との調整は私はすばらしく機能していくものと、そういう点で私自身がそのリーダーシップをしっかりとっていきたいと。皆さんの御心配がもしそこにあったとしたら、そのようなことにならないように、責任の一端は市長にもあるというお話でありますから、もちろんそういう方向で努力をしていきたいということをこの場で田村議員に約束をさせてもらいたい、そんなふうに思っております。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） お諮りいたします。本案については原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案同意と決定いたしました。

ただいま選任同意となりました相山慎二さん並びに瀧上敬司さんよりごあいさつがございましたので、御聴取願います。

初めに、相山慎二さん、御登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

助役（相山慎二君）（登壇） 一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

私は昭和46年、旧土別市に奉職以来34年余りの間、職員として行政に携わってまいりました。

図らずも、このたび市長の御推挙を賜り、ただいま市議会の御同意をいただき、9月1日の士別市と朝日町との合併に伴う新生士別市の助役として市政に参画する機会を与えていただきましたことは、私にとりましてはまことに光栄と存ずる次第であります。と同時に、与えられた責務の重さを痛感し、身の引き締まる思いをいたしております。

今、地方自治体を取り巻く環境はまことに厳しいものがあり、新士別市が当面している行政課題も山積をいたしております。ただいま市長から市政執行方針の中で述べられましたが、合併後の新しいまちづくり、そして課題解決のため、御推挙をいただきました田苅子市長並びに御同意をいただきました議員の皆様のご期待を裏切ることなく、瀧上助役ともども一層心を引き締め、誠心誠意努力する決意をいたしております。未熟な私でありますけれども、どうか議員の皆さんを初め、各関係機関の皆様には今後も一層の御指導、御鞭撻を賜りますことを心からお願いを申し上げます。

まことに言葉が足りず、その意を尽くしませんけれども、心から厚くお礼を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 次に、瀧上敬司さん、登壇の上、ごあいさつをお願いいいたします。

助役（瀧上敬司君）（登壇） ただいま西尾議長様から発言の許可をいただきましたので、お礼とお願いいのごあいさつを申し上げたいと思います。

9月1日に新士別市が誕生いたしまして、初の議会で、私、旧朝日町では助役として4年間、いろいろ皆様方の御指導、御鞭撻をいただきまして無事務めてきたつもりでございます。特に朝日町においては、特例区、それから地域の振興ということが重要な問題だというふうにご考えてございますので、今後ともよろしくお願いいをしたいと思います。

このたびは議員各位の特別の御高配を賜りまして御同意を受けまして、私にとりましては身に余る光栄と、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますけれども、誠心誠意与えられた職務に努める所存でございますので、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう伏してお願いいを申し上げまして、ごあいさつといたしたいと思っております。

ありがとうございました。（降壇）

議長（西尾寿之君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明15日から24日までの10日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、明15日から24日までの10日間は休会と決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、10月25日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 0時02分散会)